



出産を待つあなたへ

赤ちゃんの誕生を一緒にお待ちしています

★ 両親学級

👪 両親学級（パパママ教室）

パパ・ママとなる方やその家族を対象に、妊娠・出産・育児に対する不安を解消し、家族が協力して赤ちゃんを健やかに育てられるように『両親学級（パパママ教室）』を開催しています。

開催回数、内容等は区によって異なりますので、お住まいの区の保健センターへおたずねください。

👪 共働きカップルのためのパパママ教室

仕事と家事・育児の両立にはご夫婦の協力がが必要です。そこで、パパもママも安心して子育てができるよう妊娠中からからだの準備、心の準備をしていただくためにパパママ教室を開催しています。

■対象：共働きで妊娠中のご夫婦（抽選予約）

※安定期に入った妊娠6か月から7か月頃にご参加ください。

■内容・予約など：名古屋市公式ウェブサイトでご確認ください。



■問合せ：子ども青少年局

子育て支援課 ☎ 972-2629



妊娠・出産等に関するご相談は、子育て総合相談窓口へ（詳しくはP.19をご覧ください）

★ お母さんの健康

👪 妊婦健康診査（妊婦健診）

産婦健康診査（産婦健診）

名古屋市と委託契約した医療機関等（愛知県内）で、妊婦健診及び産婦健診を公費負担で受けられます。「妊婦健康診査受診票」、「産婦健康診査受診票」を、医療機関等でご提示ください。なお、受診票以外の診査及び治療等を受けられた場合等は、自己負担となります。また、里帰り分娩などで、愛知県外の医療機関等（国内のみ）において妊婦健診及び産婦健診を受けられた方は、診査費用の払い戻し制度があります。（上限あり）

■問合せ：保健センター

👪 妊産婦歯科診査

協力歯科医療機関（名古屋市内）で、妊産婦歯科診査を無料でお受けいただけます。「妊産婦歯科診査受診票」を、協力歯科医療機関でご提示ください。なお、受診票以外の診査及び治療等を受けられた場合等は、自己負担となります。

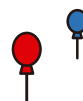
■問合せ：保健センター

👪 妊婦応援金

（国の出産・子育て応援交付金による）

妊娠届出後に妊婦1人あたり5万円を支給します。対象となる方へは市から申請書等を送付します。詳細は名古屋市公式ウェブサイトでご確認ください。

■問合せ：コールセンター ☎ 050-3174-2032



★ その他の制度・サービス

👪 出産育児一時金

出産者が加入している健康保険から出産育児一時金が支給されます。名古屋市の国民健康保険の場合は、488,000円※1（産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合は500,000円※2）が支給されます。（ただし、職場の健康保険から出産育児一時金を受けるときは、支給されません。）詳しくは、加入の健康保険（区役所、全国健康保険協会の都道府県支部、健康保険組合等）にお尋ねください。また、出産費用を支払う経済的負担を軽減するために、「出産育児一時金直接支払制度」があります。健康保険の加入者と医療機関等との合意に基づいて、医療機関等が加入者に代わって健康保険へ、出産育児一時金の支給申請をすることにより、出産育児一時金を直接出産費用に充てる制度です。ご利用については、出産予定の医療機関等へお尋ねください。

※1 令和5年3月31日以前の分娩は408,000円

※2 令和5年3月31日以前の分娩は420,000円

👶産前産後期間の国民年金保険料・国民健康保険料の免除

国民年金第1号被保険者・国民健康保険の被保険者は出産日（出産前に届出をする場合は出産予定日）が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産日が属する月の3か月前から6か月間）の国民年金保険料・国民健康保険料が免除されます。母子健康手帳等、出産日を明らかにする書類をお持ちになり、お住まいの区の区役所保険年金課（又は支所区民福祉課）へ。その他の年金制度・医療保険制度の加入者は、勤務先等でおたずねください。

👶妊婦のための緊急時タクシー利用券

母子健康手帳の交付を受けた妊婦の方に、緊急時に使えるタクシー利用券（500円×20枚）を発行します。緊急時とは、下記のいずれかの場合です。

- ①出産のために医療機関等を利用する時（往復可）
 - ②妊娠中または出産直後、体調不良で医療機関等を利用する時（往復可）
 - ③妊娠中または出産直後、外出先での体調不良で、自宅又は実家等里帰り先へ帰宅する時
- 対象：市内在住で母子健康手帳の交付を受けた妊婦の方

■受取方法：母子健康手帳交付後、1か月半から2か月後までに簡易書留でお届けしています。手続きは必要ありません。

■問合せ：子ども青少年局子育て支援課
☎ 972-3083

👶産前・産後ヘルプ事業

妊娠中や出産後の体調不良などにより家事や育児が難しい方に、ヘルパーを派遣して、家事や育児のお手伝いをします。妊娠中から原則出産後6か月以内で計80時間（多胎出産の場合は出産後1年以内で計100時間）利用できます。

- 対象：昼間に家事や育児のお手伝いをしてくれる人が他にいない方
- 費用：生計中心者の市民税の課税状況に応じ1時間あたり0～805円
- 問合せ：区役所民生子ども課、支所区民福祉課

👶産後ケア事業

退院直後の入院を要しない程度の心身の不調・育児不安等により、育児困難感がある産後の母親が、市が委託契約を結んでいる医療機関・助産所において実施する宿泊型、通所型、訪問型のケアを通じて、自宅で安心した子育てができるようサポートします。（利用日数の上限があります）

■対象：病院等への入院を要しない程度の心身の不調及び育児に不安があり、家族等から十分な援助が受けられない方
※保健師による面接が必要

■内容：母親の健康管理や生活面の指導、乳房ケアや授乳方法の指導、沐浴指導、育児相談、発達や発育・体重や排泄の観察とアドバイス、スキンケアなどの育児方法の指導など

■費用：夫婦合算の所得に応じて自己負担あり
■問合せ：保健センター

👶オンラインプレファミリー教室 （多胎児家庭支援事業）

多胎児の妊娠・出産・育児に伴う保護者の負担感や不安感を緩和するための支援を行っています。

■内容：多胎育児に特化した内容のオンラインファミリー教室です。
（年4回予定）

■最新の開催情報は市公式ウェブサイトをご確認ください。

■ほかにも、多胎児家庭支援事業としてさまざまな支援をおこなっています。詳細は8ページをご覧ください。



👶なごや未来っ子応援制度

子育て家庭優待カード事業「ぴよか」協賛店にカード「ぴよか」を提示することによって、協賛店が独自に定める特典サービスを受けることができます。



■対象：市内在住で18歳に達した年度末までの子どもがいる家庭（妊婦の方を含む）

■費用：無料
■問合せ：子ども青少年局子育て支援課
☎ 972-3083

→詳しくは72ページをご覧ください。

👶マタニティマーク

母子健康手帳交付時に、マタニティマークをデザインしたストラップをお渡ししています。

■問合せ：保健センター



周りの人たちは、マタニティであることがわかると、交通機関で席を譲ったり、喫煙を控えたりといった気遣いがしやすいのです。ぜひ、身につけてください。